



計画の概要

1 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、急速な少子・高齢化の進行によって、人口構造にひずみが発生し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、地域社会の活力を低下させる大きな要因となり、地域社会へ深刻な影響を及ぼすことが危惧されています。

また、子どもや家庭を取り巻く環境は、共働き家庭の増加、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化といった流れの中にあり、さらに、児童虐待や、子どもの貧困の連鎖といったさまざまな課題への対応が求められています。

国においては、「エンゼルプラン」（平成6年）、「少子化対策推進基本方針」及び「新エンゼルプラン」（平成11年）などにより、少子化対策が進められてきました。しかし、出生率の低下には歯止めがかからず、全国の合計特殊出生率は平成17年に1.26という過去最低を記録して以降、若干持ち直してきてはいるものの、平成30年は1.42であり、人口規模を維持できるとされる2.07から見ると依然として低い状況にあります。

こうした少子化の流れに対し、平成15年に子育てに対する社会的支援を総合的かつ計画的に推進するものとして「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成20年には「次世代育成支援対策推進法」の一部が改正されました。

平成24年8月には子ども・子育て関連3法が成立し、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域における子育て支援の充実にに向けた取り組みを総合的に推進することが目的とされました。この目的を達成するために、市町村は5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、計画の中では、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることとなっています。

さらに平成26年7月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、「放課後子ども総合プラン」が策定され、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定されました。

一方で、平成26年1月には、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正されました。

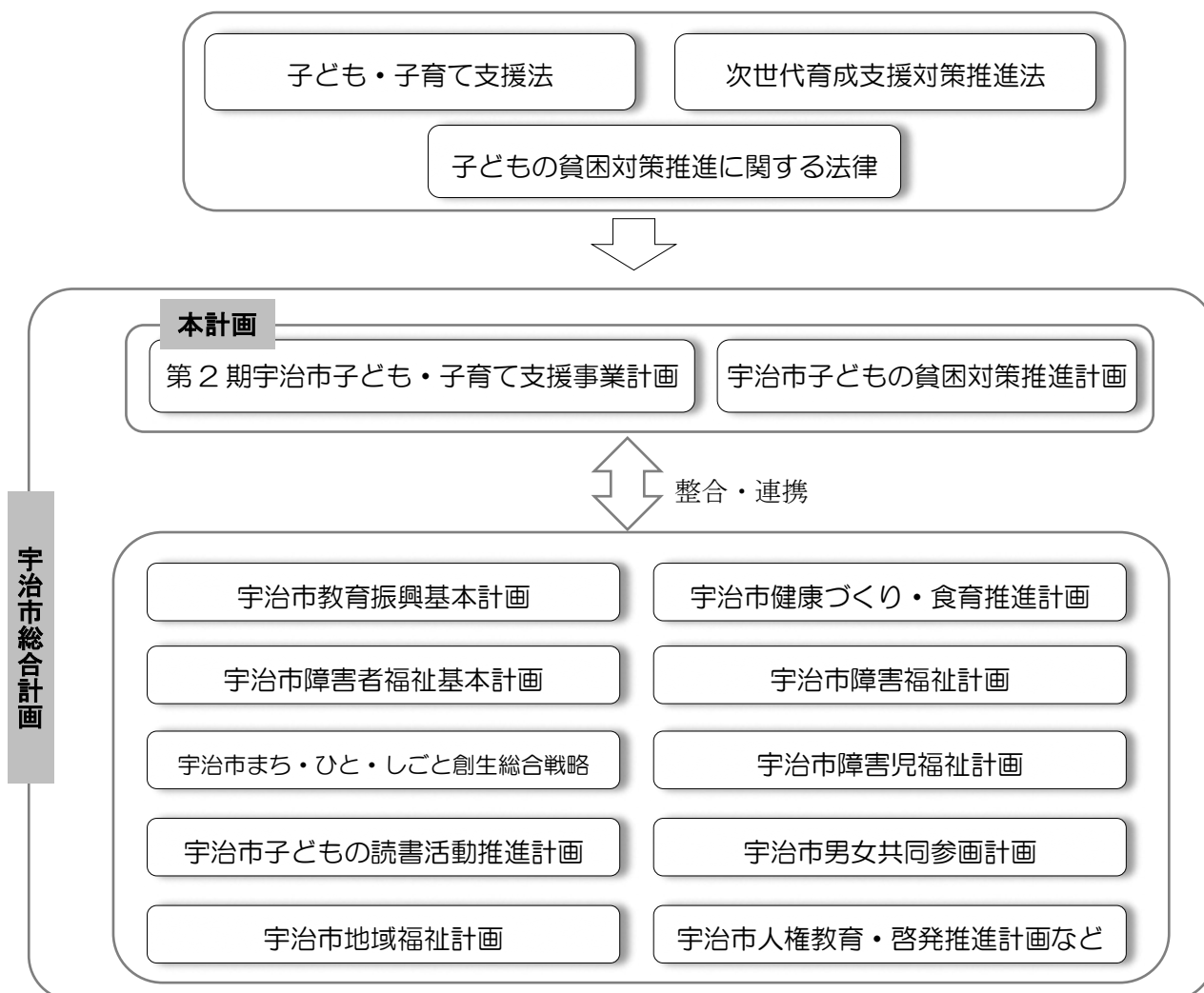
本市においては、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間を計画期間とする「宇治市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策を総合的に進めてきました。今後も引き続き計画的に施策を推進するため、今般、「第 2 期宇治市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや家庭を取り巻くさまざまな課題などに対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を進めるとともに、新たに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、近年社会問題化してきている子どもの貧困対策を総合的に推進していくことにより、切れ目のない支援による子どもの育成支援を目指していきます。

2 計画の位置づけ

○本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけ、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として策定するとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条第2項に基づき、「子どもの貧困」の視点から、本市の考え方を整理し、体系的にまとめた「子どもの貧困対策推進計画」として策定します。

○本計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳に達するまでの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

○本計画は、「宇治市総合計画」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけるとともに、「宇治市教育振興基本計画」「宇治市障害福祉計画」「宇治市健康づくり・食育推進計画」などの諸計画との整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。また、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。



3 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 制度の目的

平成 27 年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」（以下「新制度」といいます。）の目的は、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、次の3つを掲げています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 「子ども・子育て関連3法」

新制度の創設に関する次の3つの法律に合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部改正法
3. 関係法律の整備法（児童福祉法等の関係法律を整備）

(3) 新制度の主な内容

- ・ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を通じた給付制度が導入され、いずれの施設を利用した場合も共通の仕組みとなります。幼稚園と保育所の機能を併せもつ認定こども園の普及のため、認可・指導監督の一本化などの制度の改善が図れます。

- ・ 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

市町村は、制度の実施主体として、地域のニーズをふまえた上で「子ども・子育て支援事業計画」を定め、認定こども園や保育所、地域型保育事業を計画的に整備することとされています。また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、保育士・教員などの人材確保、職員の処遇や配置の改善などが図られます。

- ・ 地域の子ども・子育て支援の充実

地域における子育て支援に対するさまざまなニーズに応えるために、育成学級（放課後児童クラブ）、保育所等一時預かり、地域子育て支援拠点事業などのサービス拡充が図れます。

- ・ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

子ども・子育て支援法の改正により、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度が創設されました。

(4) 国が示す計画の対象事業について

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画」に記載する事業は、「教育・保育事業」と15項目からなる「地域子ども・子育て支援事業」の合わせて16の事業に大別されます。

○教育・保育事業

- ・幼稚園・保育所・認定こども園
- ・地域型保育（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）

○地域子ども・子育て支援事業

教育・保育施設を利用する家庭だけではなく、在宅を含むすべての子育て家庭を対象とする以下の15項目の事業を市町村が地域の実情に応じて実施します。

- ① 時間外保育事業（延長保育事業）
- ② 幼稚園・認定こども園の預かり保育
- ③ 保育所等一時預かり
- ④ 病児・病後児保育事業
- ⑤ ファミリー・サポート・センター
- ⑥ 育成学級（放課後児童クラブ）
- ⑦ 子育て短期支援事業（ショートステイなど）
- ⑧ 地域子育て支援事業
- ⑨ 利用者支援事業
- ⑩ 乳児家庭訪問事業
- ⑪ 養育支援訪問事業
- ⑫ 妊婦健康診査
- ⑬ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ⑮ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

4 計画策定の経過（策定体制）

（１）ニーズ調査の実施

「第２期宇治市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、前計画策定時と同様に、子育て中の保護者の意見やニーズを把握するため、市内在住の就学前児童及び小学生がいる世帯から無作為に抽出した 3,000 世帯（各 1,500 世帯）を対象として「宇治市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

また、今回は「宇治市子どもの貧困対策推進計画」を策定することから、上記の 3,000 世帯に子どもの貧困に関する設問を調査に加えるとともに、新たに中学生・高校生等の保護者 1,500 世帯を加えた、計 4,500 世帯を調査対象としました。さらに小学３年生以上の子どもが対象の世帯については、子ども本人（小学生 1,000 人、中高生等 1,500 人）にも「宇治市子どもの生活に関するアンケート」を実施しました。

（２）「宇治市子ども・子育て会議」の開催

この計画に地域の子育てに関するニーズを反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を、地域の子ども及び子育て家庭の実情をふまえて実施するため、子どもの保護者や関係団体、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、学識経験者などのほか、市民公募による委員も含めた幅広い関係者で構成する「宇治市子ども・子育て会議」を開催し、計画の策定などについて審議しました。また、あわせて「宇治市子どもの貧困対策推進計画」の策定などについても、専門の委員を追加し、本会議の中で審議しました。

5 計画期間と進管理

「第２期宇治市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、前計画からの引き続きの期間として、令和２年度から令和６年度までの５か年を計画期間と設定し、「宇治市子どもの貧困対策推進計画」も同期間とし、進捗状況の管理・評価を一体的に行います。

なお、計画に基づく取り組みや施策を推進するため、毎年度「宇治市子ども・子育て会議」において計画の進捗状況の管理・評価を行うこととし、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年度（令和４年度）において計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。